

首里中学校 感染症予防マニュアル

目次

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	2
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	
1. 生徒への指導	4
2. 基本的な感染症対策の実施	5
3. 集団感染のリスクへの対応	11
4. 重症化のリスクの高い生徒への対応等について	13
5. 出席停止等の取扱い	14
6. 教職員の感染症対策	15
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	
1. 各教科等について	16
2. 部活動	17
3. 給食	19
4. 図書館	19
5. 清掃活動	20
6. 休み時間	20
7. 登下校	20
8. 健康診断	21
9. 保健室等	21
10. 学校行事	22
11. 保護者会・PTA 活動等	22
第4章 感染が広がった場合における対応について	
1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握	23
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	23
3. 臨時休業の判断について（那覇市教育委員会）	24

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 新型コロナウイルス感染症について（割愛）

2. 地域ごとの行動基準（一部割愛）

※なお、この行動基準は、6月29日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

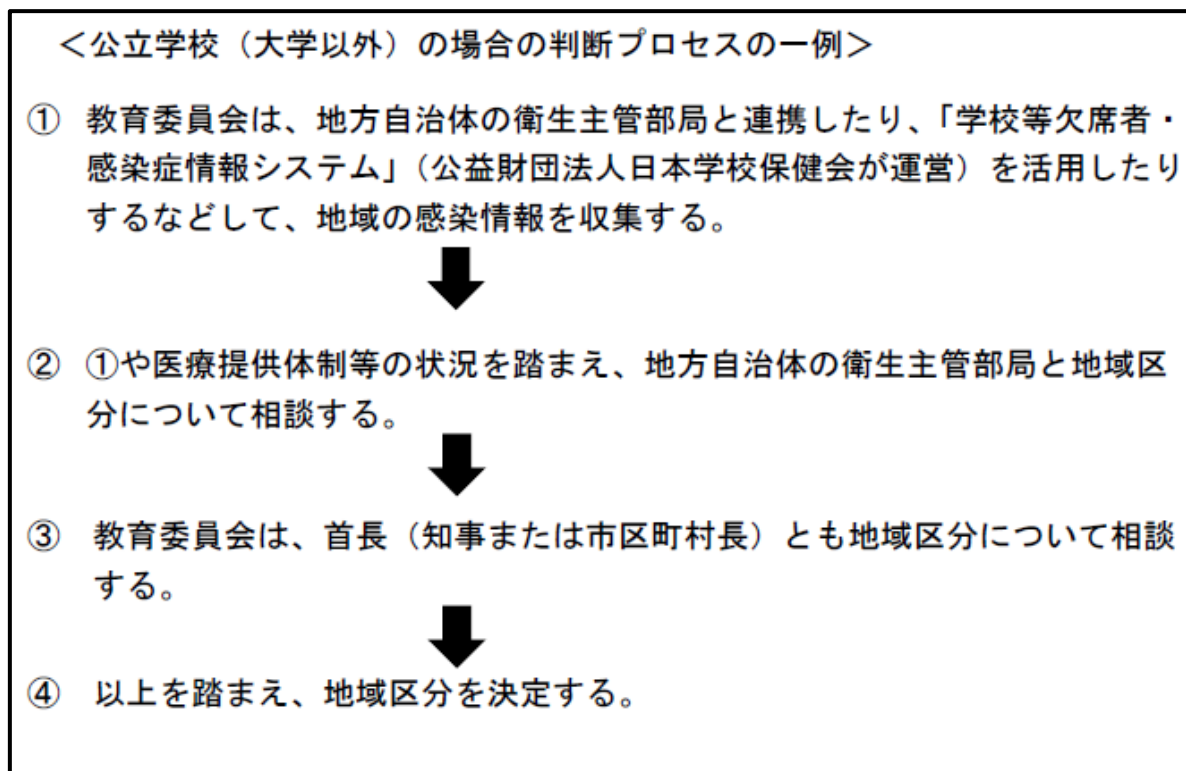
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ^{*2}	リスクの低い活動から徐々に実施 ^{*2} し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）



（参考）新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）から抜粋

3. 市教育委員会及び学校の役割

（1）市教育委員会等の役割

市内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 那覇市保健所と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について県・国に情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

（２）学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、生徒への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組みます。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備します。

4. 家庭との連携

国内では、学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染^{*3}とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

- ・朝晩の生徒の健康観察を依頼する。
- ・生徒に発熱、咳などの症状がある場合には、登校を控えることを依頼する。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

1. 生徒への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での生徒の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、生徒の指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

②登校時の健康状態の把握

登校時に生徒の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「検温及び健康観察シート」を活用し、登校前及び帰宅後に自宅で検温するよう健康管理を継続させます。家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

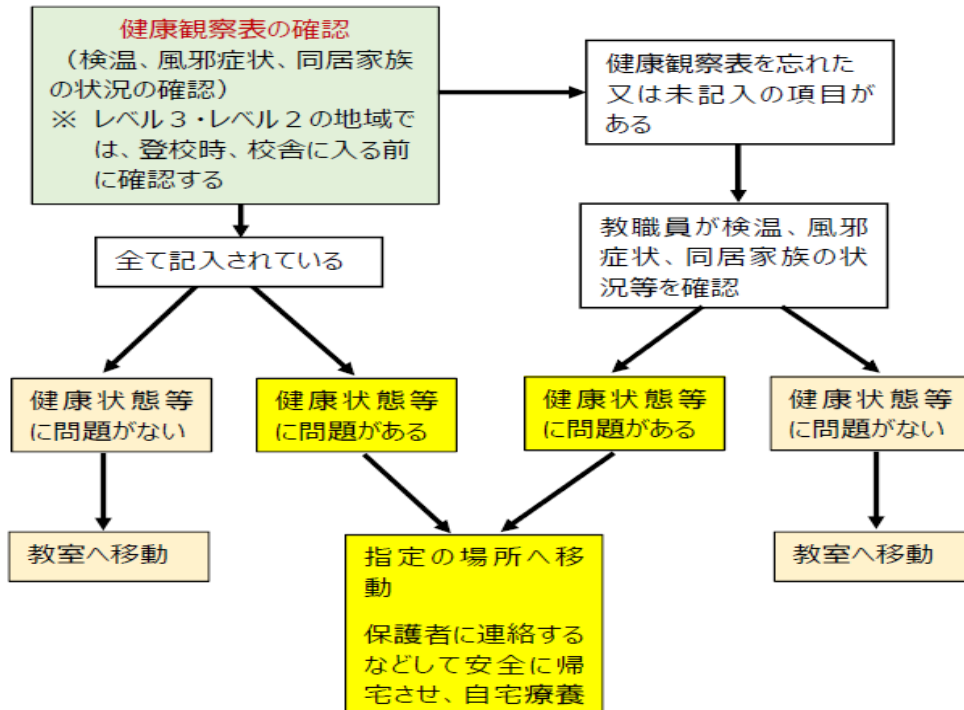
生徒本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまる必要があるケースがあります。その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある生徒が他の生徒と接することのないようにします。

<検温及び健康観察シート（健康観察表）を使用した登校時の健康観察（例）>



(2) 感染経路を絶つこと

感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

**新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。
人は、“無意識に”顔を触っています!**



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、**約44パーセント**を占めています!

①手洗い

接触感染の仕組みについて生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、生徒に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

手洗いの6つのタイミング



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

1) 日常的な消毒について

○消毒液等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液^{※5}を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。

○消毒の方法について

- 生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- 換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- 手指消毒には使用しないでください。

- ・ 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・ 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしないようにします。(次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し濃度が低下します)
- ・ 生徒には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があります。噴霧は絶対に行わないでください。
- ・ 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水を使用する際の注意点について

- ・ 汚れ（有機物：手垢、油脂等）をあらかじめ除去をしてください。
- ・ 対象物に対して十分な量を使用してください。
- ・ 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われております。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、生徒の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や生徒に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・ 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで公開されています。
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・ 使用する際には、経済産業省及びNITE が作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。
(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)

2) 感染者が発生した場合の消毒について

生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを使って消毒します。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。^{※7}

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており^{※8}、消毒できていない箇所は生存期間を考慮

して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は1)を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

(参考) 消毒の方法等について

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤※
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起す場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・換気を充分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(後掲)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にする。洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

・換気の悪い密閉空間 ・多数が集まる密集場所 ・間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③換気扇連動型のエアコンを使用している部屋

換気扇連動型のエアコンは、室内と屋外の空気入れ替えも同時に行っていることから、常時窓を開ける必要はありませんが、定期的に窓を開け換気してください。

④換気扇機能が連動していないエアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

那覇市で新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認された場合（レベル3及びレベル2）は、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、身体的距離の確保を優先して

分散登校の導入などの工夫を検討します。

那覇市がレベル1になり、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことで「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3地域・レベル2地域】

生徒の間隔を可能な限り2メートル(最低1メートル)確保するように座席配置を行います。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。その時は、分散登校や時差登校を検討し通知します。

【レベル1地域】

生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を行います。

なお、これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。



※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

4. 重症化のリスクの高い生徒への対応等について

（1）医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒

医療的ケアを必要とする生徒（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒（以下、「基礎疾患児」という。糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

このほか、障害のある生徒については、指導の際に接触が避けられなかったりすることもあることから、生徒の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした対応に際しては、必要に応じ、かかりつけ医や学校医等の助言を得ること、生徒の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

（2）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明すると

ともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めます。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いをします。

5. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取り、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

③特定警戒都道府県から来沖した生徒の場合

特定警戒都道府県へ渡航した生徒、または特定警戒都道府県より転入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は、自宅待機とするものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校を認めます。この場合、校長は出席停止にすることができます。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

④全ての国・地域から入国した生徒の場合

全ての国・地域から入国した生徒については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている生徒は、政府が指定した期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校を認めます。学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのな

いように配慮します。

上記の場合、校長は出席停止にすることができます。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録します。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が判明した者 ・ 感染者の濃厚接触者に特定された者 ・ 発熱等の風邪症状がみられる者 ・ (レベル2や3の地域において)同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

6. 教職員の感染症対策

教職員においては、生徒と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、朝晩の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

また、「新型コロナウイルス感染症予防のためのチェックリスト(沖縄県)」を月に1回(1週間程度)、自己評価を記入してください。校長は、毎月「新型コロナウイルス感染症予防のためのチェックリスト(沖縄県)」を職員より回収し、「新型コロナウイルス感染症予防に係る評価・改善票」を記入してください。

本島と県外や離島との移動については、県の方針に準じます。

新型コロナウイルス感染症関連のサービスの取扱いについては、令和2年4月7日付け教人第83号「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関するサービス上の取扱いについて」のとおりとします。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1~2メートル)し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、余裕教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全

体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3 地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士の貸し借りはしないこと。

- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。
- ・ 体育の授業は、着替えの回数を減らすため体育着（トレパン）登校なども検討する。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとします。
- ・ 令和2年度は、体育の授業で「水泳」は実施しません。
- ・ 市教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行います。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学級等における自立活動については、教師と生徒や生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つひとつの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

部活動は、原則として県立学校の方針に準じます。

【レベル3地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- 活動時間や休養日については、「那覇市運動部活動等の在り方に関する方針」及び、「那覇市文化部活動等の在り方に関する方針」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- 運動部活動の実施に当たっては、「第3章 1. 各教科等について」の体育の授業に関して記載されている内容を踏まえること。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。配膳の際は、生徒が間隔を空けて並ぶなど工夫してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応をお願いします。

【レベル3地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫を検討します。さらに、それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも検討します。

また、持ち帰りや配付を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討します。

【レベル2地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応することを検討します。

【レベル1地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考にします。

5. 清掃活動

- ・校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
 - ・適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。
 - ・換気は、教室のドアや窓を少なくとも2カ所開け、扇風機を適切に使用し、換気の効果を高めるようにする。（窓の全開は冷房効果を損なうので留意する。）
 - ・教室内の生徒等が特に多く触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で清掃を行う。
 - ・トイレ内の生徒等が多く触れる手洗い場のガランやトイレのタンクレバーなどを、1日1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等で清掃を行う。
- ※トイレは感染のリスクが高いと考えられることから、生徒の下校後等に教職員による清掃を検討する。

【レベル3地域・レベル2地域】

地域での感染状況を踏まえ、必要に応じて清掃の方法及び教職員による清掃等を検討します。

【レベル1地域】

感染予防を徹底した上で、通常の清掃を行います。

6. 休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、那覇市の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

冷水機の使用は、マイボトルに水を補充する場合のみ許可します。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関への乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起これないように登下校時間帯を分散させます。
- ・ 登下校の際は、立ち話などをしないよう指導します。
- ・ 集団登下校を行う場合には、密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- ・ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

8. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、生徒の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までにを行う必要はありません）。3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう生徒に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図ります。

9. 保健室等

- ① 生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、発熱等を確認した場合は保護者に連絡してください。
- ② 発熱者を安全に帰宅させ、保護者に対して、症状がなくなるまでは自宅で休養を促

し、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合は、医療機関等に電話で相談することを周知してください。

③ 学校にとどまるケース

- ・ 他者との接触を可能な限り避け、保健室以外の別室を発熱者等の待機場所としてください。
- ・ 必ず職員が付き添ってください。
- ・ 発熱者等の帰宅後はすみやかに換気を行い、消毒等の感染予防策を講じてください。
- ・ 発熱者等とケガ人の場所への動線を分けてください。
- ・ 発熱者等の対応時はケガ以外の保健室利用を制限する等、他者との接触を可能な限り避けるよう工夫してください。

10. 学校行事

- ① 避難訓練については、生徒等に避難経路の確認が必要なため工夫して確実に行います。
- ② 体育館では、当分の間全体集会は実施しません。
- ③ 学校行事に関する詳細については、那覇市教育委員会の通知を参照し、規模の縮小、延期、中止、見直し等を検討します。

11. 保護者会・PTA 活動等

- ① 開催する際は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で行います。
- ② 開催する際は、座席の間隔を空け、十分な換気を行います。
- ③ PTA総会や各委員会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、①及び②の内容を徹底します。
- ④ 授業参観を行う際は、当分の間実施しません。再開の場合は、令和2年6月3日付「授業参観の実施について（通知）」に沿って実施します。
- ⑤ 外部団体等による校内でのイベント等は、人数、場所、開催時間を考慮し、関係団体の感染予防マニュアル等をチェックして実施を許可します。

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、市教育委員会は、県の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況の把握に努めます。

市教育委員会は、県教育委員会に小中学校の感染状況の情報提供を求められた場合には、把握した小中学校の感染状況を県教育委員会へ情報提供します。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」^{※16}（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、那覇市における生徒の欠席状況等を把握し、市教育委員会や那覇市保健所などと情報共有することが可能です。

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 生徒や教職員の感染者が発生した場合

① 学校等への連絡

生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、那覇市保健所が行うこととなります。その際、学校や市教育委員会の協力のもと、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行うこととなります。

市教育委員会は、感染者が発生した場合、県教育庁保健体育課に報告します。また、対応について疑義がある場合は、県教育庁保健体育課に相談します。

② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各

学校において、当該生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を行います。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間とします。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

④ 校舎内の消毒

生徒や教職員の感染が判明した場合には、那覇市保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており^{※18}、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は「第 2 章 2. (2) ③消毒」を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、保護者に対して、症状がなくなるまでは自宅で休養を促し、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合は、医療機関等に電話で相談するよう周知してください。（この場合、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録してください。）

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

3. 臨時休業の判断について（那覇市教育委員会）

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

生徒や教職員の感染が確認された場合、市教育委員会は、濃厚接触者が那覇市保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した生徒や、那覇市保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された生徒について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を行います。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、市教育委員会が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または

一部の臨時休業を行うのは、那覇市保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることを検討し通知します。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討します。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めている状況は異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めている可能性が高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高いと考えられます。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の生徒に感染を広めている可能性が低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、市教育委員会は、臨時休業の要否について、生徒や教職員の生活圏（主に生徒の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断します。

レベル3の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、生徒の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日(自主登校日)を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことを検討します。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事(対策本部長)は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、那覇市においても対策本部が設置され、那覇市長(対策本部長)から市教育委員会に対し、那覇市長(対策本部長)の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます(特措法第 36 条第 6 項)。

いずれの場合でも、市教育委員会は、地域や生徒の生活圏(主に生徒の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する)におけるまん延状況を把握し、生徒の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について検討します。

また、臨時休業を行う場合であっても、生徒の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日(自主登校日)を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を検討します。